

こんなとき
どうする？

支出をめぐる

会社税務

Q&A

中小企業投資促進税制

所得拡大促進税制

中小企業経営強化税制

テレワーク用パソコン



まえがき

会社経営においては、収入を得るために様々な支出が必要となります。

これら支出には多様な会計・税務処理が予定されており、その選択的意思決定が重要であり、その対応の差が会社や従業員等にとって有利・不利となって表れることがあります。

その影響を見極める選択的意思決定をするには、事前に会計・税務の知識を備えておくことが重要です。

- (1) 本冊子は、会社経営において該当することが多いと思われる利害関係者を取りまく様々な支出について、以下の3つに区分した上で、各支出の主なポイントをQ&A方式で紹介しています。



また、各Q&Aはイラスト・図表を工夫することで「なるほど、そういうイメージね」と、その制度の実像が端的に理解できるように解説しています。

- (2) 本冊子は、特に今話題となっているテレワークの税務問題や税制改正等をふまえて作成していますので、知見の更新にお役立ていただければ幸いです。
- (3) 本冊子は、各Q&Aに関連するちょっとした労務上の話題をコラムとして挿入しています。気楽に労務の視点をご覧くださいいただければと思います。

なお、残念ながら記載スペースが限られている上に、経営上のヒントを得るとい冊子のコンセプトから、細かな取扱いについては省略していますので、各会社における事情の下での具体的な判断をする際には、詳細な検討をお願いいたします。

最後に、本冊子が皆様の経営管理の一助になれば幸いです。

目次

1 物的支出

- Q 1** 中小企業投資促進税制とは何ですか？（設備投資減税 1） 4
- Q 2** 中小企業経営強化税制とは何ですか？（設備投資減税 2） 6
- Q 3** 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置とは何ですか？
（設備投資減税 3） 8
- Q 4** 金額の小さい減価償却資産の購入時にできる簡易な会計・税務処理は
ありますか？ 10
- Q 5** 資産購入時に一気に費用処理できる圧縮記帳とは何ですか？ 12
- Q 6** 資産取得後の追加支出時の会計・税務処理の注意点は何か？ 14
- Q 7** 新たに購入したテレワーク用パソコンを従業員に貸与又は支給する際
の注意点は何か？ 16

2 人的支出

Q 8 雇用者の給与等を増やすと税金が安くなるのですか？ 18

Q 9 役員給与支給時における税務上の注意点は何か？ 20

Q 10 「みなし役員」とは何か？ 22

Q 11 永年勤続表彰記念品等の支給や慰安旅行を行ったときの税務上の注意点は何か？ 24

Q 12 退職金における会計・税務処理はどのようにすべきですか？ 26

3 営業活動支出

Q 13 取引先等への交際費等支出時の注意点は何か？ 28

Q 14 貯藏品・前払費用は簡易な会計・税務処理ができますか？ 30

参考 税務・社会保険に関する情報入手

(注) 本冊子の内容は、令和3年8月23日現在の法令に基づいています。

Q1

中小企業投資促進税制とは何ですか？（設備投資減税1）

A



青色申告書を提出する中小企業者等が一定の設備投資をした場合、特別償却（費用（損金）増加による税金減少）又は法人税等の税額控除（費用（損金）は変わらず、税金を直接減額）が適用できる制度です。



機械装置等の代金



機械装置等の納入



特別償却**30%**
or
税額控除（納税額の軽減）**7%**

(1) 中小企業投資促進税制の概要

青色申告書を提出する中小企業者等が、令和5年3月31日までの期間に一定の機械装置等を取得し、一定の事業の用に供した場合、取得価額の30%の特別償却か、取得価額の7%の税額控除ができます。

項目	内容
対象法人	青色申告書を提出する中小企業者等（原則、資本金1億円以下の法人）
対象期間	令和5年3月31日までに取得・事業供用
対象設備	機械装置（1台160万円以上） 一定の工具（1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上） 一定の車両・運搬具 一定の船舶 一定のソフトウェア（一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上）
対象事業	製造業・建設業・倉庫業・卸売業・小売業・一定の飲食店業・一定のサービス業・一般旅客自動車運送業・海洋運輸業・旅行業・情報通信業・損保代理業・不動産業・物品賃貸業等
効果 (選択適用)	<p>特別償却 原則、取得価額×30%（※1）</p> <p>税額控除 原則、取得価額×7%（※2）で、法人税額の20%以内（※1）</p> <p>※1 償却不足・控除不足は1年繰越可</p> <p>※2 資本金3,000万円以下の中小企業者等が選択可能</p>
事前申請	経済産業省等への事前申請は不要で、要件に該当すれば適用可能

(2) 特別償却と税額控除はどちらが有利？

特別償却は減価償却費（費用）を増やせる制度のため、短期的な節税効果はあります。しかし、特別償却の金額だけ減価償却費を早期に計上しているだけなので、通算すると一般的には節税効果はありません。

(例) 法人税への影響シミュレーション（概算）

前提：3月決算法人、設備取得価額1,000万円（耐用年数5年・定額法・4月取得）、
毎期課税所得5,000万円、資本金3,000万円

通常の法人税額との差額

（単位：万円）

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	合計
特別償却	△69.6	—	—	+23.2	+46.4	±0
税額控除	△70	—	—	—	—	△70

1年目の効果は両者ともに大差はありませんが、トータルで見ると税額控除の方が有利になります。

Q 4

金額の小さい減価償却資産の
購入時にできる簡易な会計・
税務処理はありますか？

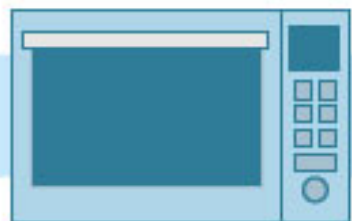
A



減価償却資産は、購入時に資産計上して減価償却を通じて費用（損金）処理するのが原則ですが、一定の場合は資産購入時に全額費用（損金）処理等、簡易な会計・税務処理が認められています。



■パソコン
8万円（10万円未満）



■電子レンジ
15万円（20万円未満）



■エアコン
25万円（30万円未満）

一括費用（損金）
処理等、簡易な処
理もOK

(1) 少額の減価償却資産・一括償却資産・少額減価償却資産

金額の小さい減価償却資産を取得した場合の経理方法として、以下の3種類の簡易な処理があります。

制 度	内 容
少額の減価償却資産の取得価額の損金算入	事業の用に供した減価償却資産で、使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満のものは、事業供用時に損金経理をすることで損金算入可
一括償却資産の損金算入	取得価額20万円未満の減価償却資産を取得した場合は、事業年度ごとに損金経理をすることで一括して3年間で均等償却可。期中取得時の月数按分不要で、除却等があっても3年均等償却要継続
中小企業者等の少額減価償却資産の即時損金算入	一定の中小企業者等が、令和4年3月31日までの間に取得価額30万円未満の減価償却資産を取得して、事業供用した場合は、事業供用時に損金経理をすることで損金算入可（年間300万円まで）

(2) 減価償却資産の法人別の制度適用

減価償却資産の法人別の処理は次のとおりです。

取得価額	中小企業者等（原則、資本金1億円以下の法人）	左以外
10万円未満	全額損金算入	同 左
	3年均等償却	同 左
	減価償却	同 左
10万円以上 20万円未満	全額損金算入（年間300万円まで）	—
	3年均等償却	同 左
	減価償却	同 左
20万円以上 30万円未満	全額損金算入（年間300万円まで）	—
	減価償却	同 左
30万円以上	減価償却	同 左

(3) 各制度の適用と償却資産税の関係

少額の減価償却資産と一括償却資産は償却資産税（固定資産税）の対象外ですが、少額減価償却資産は償却資産税の対象となります。

制 度	償却資産税
少額の減価償却資産（10万円未満）	申告対象外
一括償却資産（20万円未満）	申告対象外
少額減価償却資産（30万円未満）	申告対象

Q 8

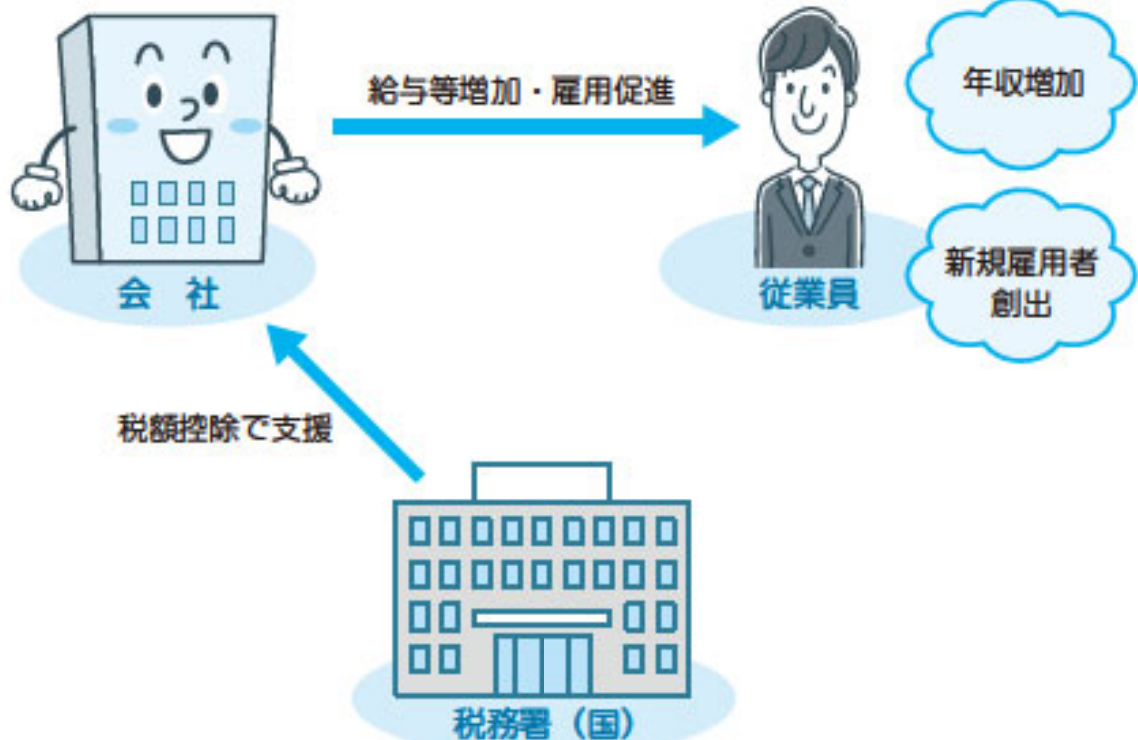
雇用者の給与等を増やすと税金が安くなるのですか？

A



雇用者給与等の増加、新規雇用者給与等の増加による法人税額等の控除制度（所得拡大促進税制・人材確保等促進税制）があります。また、従業員の教育訓練費が増加すると、控除金額も増加します。

ただし、金額の集計方法等が複雑なため、制度適用時には詳細な検討が必要です。



(1) 所得拡大促進税制・人材確保等促進税制とは？

経済の成長には個人消費や雇用促進が不可欠で、「給与等増加・雇用促進→消費拡大→企業利益拡大→給与等増加・雇用促進」の好循環を促すべく、それらに対して法人税額等を控除する制度です。

(2) 要件・税額控除額

制度の要件・税額控除額のイメージは下表のとおりです（用語の定義等、詳細は省略）。

	所得拡大促進税制	人材確保等促進税制
適用対象	中小企業者等	全ての企業
要件	$\text{当期の雇用者給与等支給額} \geq \text{前期の雇用者給与等支給額} \times 101.5\%$	$\text{当期の新規雇用者給与等支給額} \geq \text{前期の新規雇用者給与等支給額} \times 102\%$
控除額(A)	$\text{雇用者給与等増加額 (当期-前期)} \times 15\%$	①又は②のいずれか少ない額 ① $\text{新規雇用者給与等支給額} \times 15\%$ ② $\text{雇用者給与等増加額 (当期-前期)} \times 15\%$
拡充要件	$\text{当期の雇用者給与等支給額} \geq \text{前期の雇用者給与等支給額} \times 102.5\%$ かつ（教育訓練費の場合） $\text{当期の教育訓練費} \geq \text{前期の教育訓練費} \times 110\%$	$\text{当期の教育訓練費} \geq \text{前期の教育訓練費} \times 120\%$
拡充後控除額	Aが 15% → 25% に増加	Aが 15% → 20% に増加
上限	法人税額の20%	
適用期間	令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度	

労務の視点でちょっと一言

所得拡大促進税制等の拡充要件の一つに教育訓練費増加要件がありますが、教育訓練の内容に応じた雇用関係助成金（人材開発支援助成金）が7コース用意されています。

コース名	下記実施により経費や賃金に対して助成
特定訓練	効果の高い一定の訓練や厚生労働省認定訓練
一般訓練	職務関連の専門的な知識・技能習得の訓練
教育訓練休暇付与	教育訓練休暇制度の導入と一定日数の実施
特別育成訓練	有期契約労働者等の人材育成訓練
建設労働者認定訓練	認定職業訓練等のうち建設関連訓練
建設労働者技能実習	一定の技能実習や労働安全衛生法に基づく教習等
障害者職業能力開発	障害者職業能力開発訓練施設等の設置等及び運営